

報告第 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成 18 年 3 月 7 日議決）により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 1 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

専決第 1 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成 18 年 3 月 7 日議決）により、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解することについて、専決処分する。

令和 8 年 4 月 16 日

那須烏山市長 川 俣 純 子

1 相手方

南那須地区広域行政事務組合 組合長 川俣純子

2 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 7 年 12 月 9 日
- (2) 事故発生場所 那須烏山市神長 880-1（那須烏山消防署内）
- (3) 事故の状況 令和 7 年 12 月 9 日午前 9 時 50 分頃、那須烏山市神長 880-1（那須烏山消防署内）において、運転業務を委託している荒川小学校スクールバスが駐車する際、後方のフェンスに接触してしまいフェンスと柱を曲げ、損害が発生したものである。

3 損害賠償額

160,600 円

4 和解の内容

- (1) 市の過失割合を 100%とし、市は、相手方に対し、フェンスの修理費用 160,600 円に市の過失割合 100%を乗じた 160,600 円を損害賠償金として支払うものとする。
- (2) 市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議及び請求の申立てをしないものとする。